

# 四半期開示の見直し・サステナビリティ情報開示に関する報告案、審議

—金融審議会ディスクロージャーWG

去る2022年12月15日、金融審議会は第4回ディスクロージャーワーキング・グループ(座長：神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授)をオンラインで開催した。

これまでの四半期開示の見直しおよびサステナビリティ情報の開示に関する議論を踏まえた報告案が示され、議論された。主な議論の内容は次のとおり。

## 四半期開示の見直し

- ① 四半期決算短信の義務づけ  
「当面は、四半期決算短信を一律に義務付ける」、「今後、適時開示の充実の達成状況や開示を巡る企業の意識の変化、有価証券報告書の開示タイミングの状況等を踏まえた上で、四半期決算短信の任意化について幅広い観点から継続的に検討していく」との文案が示された。
- ② 四半期決算短信の開示内容  
「原則として速報性を確保しつつ、投資家の要望が特に強い事項(セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等)について、四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進める」との文案が示された。
- ③ 四半期決算短信に対する監査人によるレビューの有無  
「四半期決算短信については監査人によるレビューを一律に義務付けない」、「企業において任意でレビューを受けることを妨げないこととする」とも

委員からは、「1Q、3Qのレビュー廃止によって、企業と監査人とのコミュニケーションが希薄化することなく、引き続き維持してほしい」、「レビューの有無の開示には反対」との意見が聞かれた。

## サステナビリティに関する企業の取組みの開示

わが国におけるサステナビリティ開示基準について、「我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していく」

の文案が示された。また、サステナビリティ情報に対する保証のあり方について、「将来的に、当該情報に対して保証を求めていく」との文案が示されたことに對し、委員からは「将来的に」の文言は不要。早々に検討すべき」との意見が聞かれた。

\*

座長から「全体的な方向性については賛同を得ている。委員から意見が聞かれた個別項目の修正を検討し、取りまとめたいうえで、総会で報告する」との方向性が示された。

正後の税法に基づき税効果会計の適用を行う必要があり、会計基準上の対応の検討が必要と考えられるとして、グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応をASBJの新規テーマとし、税効果会計専門委員で対応するとの事務局案が示された。

また、事務局から、2023年3月決算では、改正後の税法を税効果に適用しないことができる措置を講ずることを想定しており、また、今後は国際的な取扱いとの整合性を検討しつつ、対応を別途検討していくとの説明があった。

## 会計

# グローバル・ミニマム課税への対応、新規テーマに

—ASBJ

去る2022年12月26日、企業会計基準委員会は第493回企業会計基準委員会を開催した。ASBJの新規テーマについて、審議が行われた。

## グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応

去る2022年12月16日に公表された令和5年度税制改正大綱では、BEPS国際合意の第2の柱であるグローバル・ミニマム課税への対応が盛り込まれた。

## 会計

# 最低法人税率15%導入に関するIASBの議論を確認

—ASBJ、税効果会計専門委

去る2022年12月19日、企業会計基準委員会は第82回税効果会計専門委員会を開催した。一環として、「第2の柱」(最低

法人税課税制度)の導入に向けた取組みが各国で進められている。本制度に関して、国際会計基準審議会(IASB)では、企業の法人所得税の会計処理に与え得る影響について議論が行われている。今回は、IASBのボード会議における暫定決定が紹介された。

**修正**  
**IAS12号「法人所得税」の**

「第2の柱」では、年間総収入金額が約1,000億円を超える多国籍企業を対象に最低法人税率15%の適用が求められる。本制度が導入された場合、最低法人税率15%の不足分への上乗せ税額(トップ・アップ税額)の計算やGLOBE情報申告への対応等、税効果会計に影響が生じると考えられる。そこで、IASBは2022年11月のボード会議において、IAS12号を修正し、主に次の対応を企業に求めることとした。

された関連法制情報や、当期に係る企業の実際負担税率が15%未満の法域の場合の会計上の税引前利益率や法人所得税費用等の総額開示等を要求する。

③ 一時的な例外を適用した旨およびトップ・アップ税に係る当期税金費用を開示する。

他

- ① 第2の柱モデルの適用から生じる繰延税金を会計処理する要求に一時的な例外を導入する。
- ② 第2の柱モデルの発効前・当期は、企業が営業を行っている法域において制定

なお、本修正に関する公開草案は2023年1月に公表される予定であり、確定版は同年第2四半期中の公表が見込まれる。

**ASBJ事務所の考え**

事務局は本修正について主に次のような懸念があると、IASBに意見していくとした。

(1) 一時的な例外の適用時期

わが国では、3月決算企業への影響を見据え、関連する税法の制定が2023年3月末までに行われる可能性がある。その場合、本年第2四半期中の公表が見込まれるIAS12号の修正時に、発行がまだ承認されていない2023年3月期の財務諸表への早期適用を認めることや、繰延税金の一時的な例外の導入をすることのみについて先に最終化すること等の対処が必

経理に「効く」  
法律雑学

**裁判所の管轄**

弁護士  
**白川 敬裕**

原則的な第一審裁判所である「地方裁判所」の数は全国に50カ所(北海道に4カ所。各都府県に1カ所ずつ)あります。さらに、各地方裁判所には支部も設けられています。たとえば、東京には立川支部、大阪には堺支部、岸和田支部があります。

裁判を起す場合、「全国どこ」の裁判所でもよい」というわけはありません。民事訴訟法(以下、「民法」といいます)に、どの裁判所に訴えるべきか(管轄)が定められています。原則の管轄は、訴える相手(被告)の所在地(個人であれば住所、法人であれば本店所在地)を管轄する裁判所になります(民法4)。つまり、裁判を起すのであれば、「相手の所在地に赴くのが原則」というわけです。

しかし、民法には例外の管轄も多く定められています。「金銭の支払を求める裁判」については、多くの場合、訴える側(原告)の所在地でも裁判を起せます(民法5①、民法48)。不法行為(交通事故等)の裁判は、不法行為があった地にも管轄が認められています(民法5②)。

契約書を読んでいくと、最後のほうに「〇〇地方裁判所を第一

一番の専属的管轄裁判所とする」という条項が入っていることがあります。民事訴訟法では、「第一審に限り、契約書等の書面または電磁的記録(データ)で、どこかの裁判所で裁判するか合意しておくことができる」と定められています(民法11)。契約の当事者が合意して決めた管轄のことを「合意管轄」といいます。「専属的」というのは「その裁判所にしか提訴できない」という意味です。たとえば、契約書に「大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする」と書かれていれば、原則として大阪地方裁判所にしか提訴できません。

管轄のない裁判所に訴えた場合は、いくつかパターンがあります。まず、明らかに管轄でない裁判所に訴えた場合は、そもそも受け付けてもらえません。これに対し、たとえば契約書には専属的な合意管轄として大阪地方裁判所と記載されているのに、民法で管轄が認められる別の場所での裁判を起した場合は、受付のチェックを通過して裁判が受理されることがあります。そのような場合、訴えられた被告が「管轄が違ふ」という主張をすると、通常、裁判所は本来の裁判所で

ある大阪地方裁判所に裁判の書類一式を送る決定(移送の決定)をします(民法16①)。しかし、被告が管轄違いを主張せず、訴えられた内容に対して反論した場合、その裁判所で裁判を進められます(民法12)。

遠方の裁判所で訴えられた場合、わざわざ交通費と時間をかけて、その裁判所まで赴く必要があります。そのため、契約締結に向けた協議をする際、最初に契約書のドラフトを提示した側が、あらかじめ自社に有利な場所の裁判所を合意管轄にしておくことがあります。ですから、契約交渉の相手から契約書のドラフトを提示された場合は、裁判管轄の条項を注意してチェックする必要があります。相手に有利な場所になつていれば、双方に公平な裁判所への修正を求めます。

もともと、以前に比べれば、そのような修正を求める必要性が相対的に低下しました。「〇ナ禍もあつて裁判のオンライン化が進んだ結果、裁判所と双方の弁護士事務所をオンラインで接続して協議することが多くなり、遠方の裁判所に赴くことが減ったからです。

契約書を読んでいくと、最後のほうに「〇〇地方裁判所を第一

要になると考えられる。

## (2) 開示要求の内容

第2の柱モデル発効前に求められる開示の一部は実質的に見積りを要求するものと考えられるが、関連税法が未発効の状況で行われた見積りは不確実性の高さが懸念される。

また、適用除外した結果、実際にトップ・アップ税が発生しない場合も考えられ、その場合は実際負担税率が15%未満である法域を開示することで、かえって利用者の誤解が生じ、情報の有用性を低下させる懸念がある。

## (3) 当期税金の取扱い

第2の柱モデルは複雑であり、当期税金に関する税金負債の認識に関して、見積りが困難な場合があると考えられ、困難性を考慮した例外規定を設けること等を検討すべきである。

\*

専門委員会からは、「日本基準でも対応が必要なのではないか」との意見が聞かれ、事務局は「日本基準の改正については、税制改正が行われ、内容が明らかになった段階で、親委員会および専門委員会が必要な議論を行いたい」と回答した。

## 親委員会での意見

2022年12月26日に開催された第493回親委員会でも、同様のテーマの議論がされた。

委員からは、おおむね事務局意見に同意であり、「開示内容については、要求事項が拡大しており、十分な議論が必要」、「一時的な例外の導入のみを先に最

終化することをメインの主張にしたほうがよい」との意見が聞かれた。

事務局からは、IASBから公開草案が出たところで正式なレターを作成するが、おおむねこの方向性で進めたい旨が示された。

## 会計 電子決済手段の預託の会計上の取扱い、検討—ASBJ、実務対応専門会

去る2022年12月20日、企業会計基準委員会は第153回実務対応専門委員会を開催した。

第152回（2022年12月10日号（No.1663）情報ダイジェスト参照）に引き続き、資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて審議された。

### 電子決済手段の預託の会計上の取扱い

事務局の分析は次のとおり。

(1) 仲介者等が利用者から預かった電子決済手段を信託する場合の会計処理の分析  
仲介者等が顧客から預かった電子決済手段を信託する場合、信託法により信託財産である電

求権が誰（顧客または仲介者等）に帰属するかは必ずしも明らかではないと考えられる。

これを前提とすると、電子決済手段と資金決済法上の暗号資産との間に重要な相違点はなく、仲介者等が顧客から預かった電子決済手段を自己で管理する場合、会計処理として「預かった電子決済手段を預かった現金（および資金決済法上の暗号資産）と同様に、仲介者等の貸借対照表に計上する方法」を採用することが考えられる。

### 事務局の提案

前記を踏まえ、次の事務局案を示した。

① 仲介者等が顧客から預かった電子決済手段を信託とする扱いとなる場合、仲介者等は当該電子決済手段を貸借対照表に資産計上しない。

## 会計

## 金融資産の分類に関する定めは、日本基準の枠組みを維持

—ASBJ、金融商品専門委

去る2022年12月21日、企業会計基準委員会は第192回金融商品専門委員会を開催した。金融資産の減損の会計基準

② 仲介者等が顧客から預かった電子決済手段を自己で管理する扱いとなる場合、仲介者等は当該電子決済手段を貸借対照表に資産計上（見合いの負債との両建て計上）する。

③ ①の場合、仲介者等が顧客から預かった電子決済手段の合計額や見合いの義務に関する注記を行わない。

\*

専門委員会からは、「制度設計が落ち着いてから議論を進めるべき」といった、前提がないなかで会計処理を想定することへの懸念を示す意見が複数聞かれた。事務局は「関連する内閣府合案やガイドライン案が公表された段階で、事務局内で再度検討のうえ、修正すべき点等をあらためて審議していただきたい」と回答した。

の開発に関して、議論された。主な審議内容は次のとおり。

金融資産の分類に関する考え方  
ステップ3以降での検討に際

し、契約上のキャッシュ・フローの性質（SPPI）要件やデリバティブが組み込まれた金融資産等は金融商品の分類および測定の開発を行うか否かにより、別途検討する必要がある。そのため、IFRS9号「金融商品」における金融資産の分類の定めを取り入れるかどうかについて、検討された。

(1) IFRS9号の定め

IFRS9号では、すべての金融資産を事業モデルおよびSPPI要件に基づき、事後に償却原価で測定するもの、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの、または純損益を通じて公正価値で測定するもの、のいずれかに分類しなければならぬ（IFRS9号4.1.1項〜4.1.4項）。また、組込デリバティブについては、主契約とデリバティブを分離せず、当該金融資産全体で分類する必要がある（IFRS9号4.3.2項）。

(2) 事務局案

他方で、日本基準では、金融資産の法的形態に基づいて分類し、金融資産の種類ごとに会計処理を定めている。組込デリバティブは、一定の要件を満たした場合には、組込対象である金

融資産等を区分することとし、区分して管理している場合は、区分処理ができるとしている。IFRS9号の定めをそのまま取り入れた場合、金融商品会計基準等の体系を大幅に変更することとなり、金融商品の管理手法や会計処理に多大な影響が生じ得ると考えられる。そのため、事務局は金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類に関する枠組みを維持したうえで、IFRS9号の減損モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うことを提案した。

(3) 専門委員の意見

専門委員からは事務局長案を採用することに異論は聞かれなかったが、「連結修正など、実務にどの程度の影響が生じるのかは、あらためて整理していくべき」との意見が聞かれた。

(4) 親委員会での意見

2022年12月26日に開催さ

れた第493回親委員会でも、同様のテーマの議論がされた。委員からは賛成意見が多く聞かれ、「IFRS9号の分類の定めは日本基準と相いれない。連結修正で『分類に適切な測定を組み合わせる』との記述は、もつと書き込んで結論の背景に入れたほうがよい」といった意見が聞かれた。

減損に関する会計基準の体系

金融資産の減損に関する会計基準の現時点で想定される体系として、IFRS9号の金融商品の減損に関する定めのうち、会計基準に相当すると判断された内容は金融商品会計基準において定め、残りは新たに開発する適用指針にて定めること、金融商品会計基準に取り込む際には、会計基準レベルで取り込む内容は原則としてIFRS9号と同一の内容とすること等が示された。

専門委員からの「会計基準

の改訂に際しては、注記事項についても今後議論が必要では」との意見が上がり、事務局は「注記についてはこれまであまり検討できていなかった。議論を進めていきたい」と回答した。

会計

新規テーマの受付け、検討

IFRS9号、サステナビリティ基準諮問会議

去る2022年12月21日、サステナビリティ基準諮問会議（以下、「本諮問会議」という）は、第2回本諮問会議を開催した。主な審議事項は次のとおり。

新規テーマの受付け

事務局は、SSBJでは、IFRS9号のS1・S2基準案の再審議状況を踏まえ、SSBJの運営方針に従い、IFRS9号サステナビリティ開示基準の内容と整合的な基準開発に着手することが考えられるとし、次の案を示した。

- ・2023年3月開催予定の次回本諮問会議まではS1・S2基準案への対応以外の新規テーマは受け付けない
- ・本諮問会議からSSBJへ

新規テーマを提言しない

SSBJの法令上の位置づけの検討状況およびIFRS9号のアジェンダ協議に関する情報要請の公表時期を踏まえつつ、次回の本諮問会議後から新規テーマの受付けを開始し、新規テーマの提案があった場合には2023年7月に予定されている次々回の本諮問会議から検討を開始する

\*

委員からは、おおむね賛意が示された。

SSBJの活動状況

SSBJ委員長より、第1回本諮問会議以降のSSBJの活動状況について説明がなされた。

会計

サステナビリティ関連データの収集・戦略的活用に関するWG立ち上げ——経産省

去る2022年12月13日、経産省は、「サステナブルな企業価値創造に向けたサステナ

川哲雄 青山学院大学名誉教授、  
東京都立大学特任教授）（以下、「**本WG**」）の第1回会議を開催した。

本WGは、企業によるサステナビリティ関連データの正確かつ効率的な収集および戦略的活用を促進し、企業価値創造に向けた経営・事業改革につなげるための課題の整理や方策を検討

## 税務

### 国税庁長官・新春インタビュー

— 国税庁

阪田渉 国税庁長官は、国税記者クラブとの会見に応じ、2023年の抱負等を語った。

#### 新年の抱負

経済社会のデジタル化や国際化の進展など、税務行政を取り巻く環境は大きな変化の只中にある。納税者の自発的な納税義務の履行を円滑に実現する使命を果たし、特に、デジタル化については、「税務行政のDX」としてBPR推進に努めたい。

#### 税務行政のデジタル化へ向けた取組み

課税・徴収面ではデータ活用による高度化・効率化を図っていく。納付に関しては、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおり、スマホアプリを利

するために設置されたもの。

第1回会議では、委員から、サステナビリティ関連データの収集と活用等に関する現状と課題等について、プレゼンテーションが行われ、それを踏まえた討議がなされた。本WGは、2023年春を目処に、中間整理を行うこととしている。



用した国税納付が開始されている。そのほか、AIを活用した情報分析の取組みを進める。

#### インボイス制度導入に向けた取組み

直近3カ月の登録件数は加速度的に増加している。先般の与党税制改正大綱で、小規模事業者など一定の事業者について、制度開始から3年間、売上税額

の2割を納税額とする措置や、制度開始から6年間、1万円未満の課税仕入れについてはインボイスの保存を不要とする措置などが決定されたものと承知しており、今後の法案審議プロセスを注視し、適切に対応したい。

#### 今後の税務調査等の方針

感染症対策を徹底したうえで、経済社会の変化に伴う新た

## 国際会計

### 保険の売却契約の移行に関するASU、公表

— FASB

去る2022年12月15日、FASBは、会計基準アップデート（ASU）2022-05「金融サービスマーケット（トピック944）：売却契約の移行」（以下、「**本ASU**」）を公表した。

FASBは、2018年に、ASU2018-12「金融サービスマーケット（トピック944）：長期契約（long-duration contracts）の会計的を絞った改善」を公表した（その後、ASU2020-11「金融サービスマーケット（トピック944）：適用日と早期適用」の公表により、ASU2018-12の適用日は2022年12月16日以降開始年（以下、「**本ASU**」）に延期）。

な取引・資産運用手法等にも注目して実施していく。

特に、消費税・所得税不正還付などの調査必要度の高い事業については重点的に調査を実施しつつ、その他の納税者については、さまざまな手法を組み合わせて、税務コンプライアンスの向上に努める。

#### 本ASUの概要

本ASUは、保険会社に、適用日現在で、「個々の契約または契約のグループ（または法的事業体）が売却または処分されたため、長期契約は認識中止される」と「認識中止された契約と重要な継続的関与を持たない」の2つの条件を満たす場合、長期契約を原則の移行措置（遡及適用）から除外するという会計方針の選択を認めている。

除外する会計方針を選択した場合、契約の売却または処分についての定性的な記述の開示が要求される。

#### 適用日

本ASUは、2022年12月16日以降開始年度から適用される。

## 国際会計

### 金利指標改革の適用終了日延長のASU、公表

— FASB

去る2022年12月22日、FASBは会計基準アップデート（ASU）2022-06「金利指標改革（トピック848）——トピック848の適用終了日（sunset date）の延長」（以下、「**本ASU**」）を公表した。

#### 本ASU公表の経緯

2020年に公表したASU2020-04は、LIBOR（London Interbank Offered Rates）に代わる金利指標へのスムーズな移行のため、さまざまな救済措置（簡便法）を含ん

でいるトピック848を新設した。

ASU 2020-04では、LIBORの公表停止の時期を考慮して、トピック848の適用終了日を2022年12月31日に設定した。しかし、2021年3月に、UK Financial Conduct Authority（金融行動監視機構。英国の金融機関の監視機関）はLIBORの公表停止を2023年6月30日に延期した。

**本ASUの概要**

そのため、本ASUは、金利指標のスムーズな移行をより確

実にするために、トピック848の適用終了日を2022年12月31日から2024年12月31日に延長した。企業は、2025年1月1日からは救済措置を適用できない。

なお、公開草案に含まれていたSOFR（Secured Overnight Financing Rate）スワップ・レートの定義の変更は見送られた。

**適用日**

本ASUは、発行日（2022年12月22日）から適用される。

**国際会計  
インサイダー取引に関する規則  
と関連開示の改正、公表—SEC**

去る2022年12月14日、SECは、インサイダー取引に対する投資家保護を強化するために「1934年証券取引所法に基づく規則10b5-1の改正」と「関連する新しい開示要求」を公表した。

**改正の概要**

改正は、規則10b5-1(c)(1)を改正し、規則10b5-1の積極的な抗弁のために満たす必要がある条件を追加している。

具体的には、「取引を開始する前に、発行者以外の人物にクーリングオフ期間を提供する

こと」と「取引計画を締結するすべての人が計画に関して誠実に行動すること」という条件が追加された。

また、取締役と役員は、「取引計画の採択時に、発行者または株式について重要な非公開情報を知らないこと」と「誠意を持って計画を採用していること」を表明することが求められる。

株式を発行している企業は、四半期には「規則10b5-1の使用」と「取締役と役員による

**金融  
金融緩和策、終わりの始まりとなるイールドカーブ・コントロールの修正**

日本銀行は2022年12月19、20日に開催した金融政策決定会合で、現在の金融緩和策を一部修正することを決めた。長短金利を同時に誘導するイールドカーブ・コントロール、すな

わち短期金利では日本銀行当座預金の政策金利残高にマイナス0.1%の金利適用、長期金利では10年物国債利回りをゼロ%付近で推移するよう誘導する政策の修正となる。これまでゼロ%から上下0.25%までを

その他の特定の株式取引の取り決め」の開示が、期末にはインサイダー取引に関する方針と手続の開示が要求される。

また、最終規則は、重要な非公開情報の公開日近辺のオプション付与と関連する企業の方針と手続の開示を要求している。

**適用関係**

最終規則は、連邦官報に規則が公開されてから60日後に発効される。

許容範囲としてきたが、これを上下0.50%の許容範囲に拡大する。また、長期国債の購入額も従来の月7.3兆円から月9兆円程度に増額する。

国債市場は、これまで上限だった0.25%の天井に張り付いて推移していたといってもよいほど抑え込まれていた。今回、上限が0.50%になり、この週は、一時0.48%付近まで上昇した後、0.37%で引けた。同時に引き上げられ

た連続指値オペの水準、0.50%を一度も試すことなく逆に低下、かつ、上限の0.50%をめぐる海外ファンダシ

勢の売り仕掛けと日銀の買いオペ増額の攻防のため、ボラティリティは高まっているといえる。

日銀のイールドカーブ・コントロールによって、市場ではイールドカーブは10年ゾーンだけ集中的に抑えられた形状の歪みが見られ、その10年ゾーンも取引が成立しないとあった市場の機能不全が生じていた。国債市場の利回りは、社債市場や金利スワップ等の価格設定の基準となり、その機能不全の悪影響は大きい。日銀も、これらの悪影響を修正理由に挙げているが、それならば本来「ゼロ%で推移」を「0.25%で推移」あるいは「0.50%で推移」と上方修正すべきだろう。

利上げで金融緩和策の転換とみられることを避けたのだから、今回のように許容変動幅だけを拡大するのは、イールドカーブ・コントロールの破壊とみられてしかたなく、かえって投機資金を呼び込むことになりかねない懸念が残る。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年12月15日	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(公開草案)	金融庁	内部統制報告制度の実効性向上を図る観点から、内部統制の基本的枠組みや経営者による内部統制の評価と報告、監査人による内部統制監査等について議論された内容をとりまとめたもの。コメント期限は2023年1月19日。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221215.html">https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221215.html</a>	—
2022年12月23日	令和5年度法制改正の大綱		与党「令和5年度法制改正大綱」を受けて閣議決定されたもの。グローバル・ミニマム課税の導入やインボイス制度導入に関する負担軽減措置などが講じられる。 <a href="https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf">https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf</a>	今号 スポット ライト
2022年12月23日	企業のサステナビリティへの取組みおよび監査等委員会の関与の在り方(現状分析編)	日本監査役協会	当該テーマを取り巻く議論の背景や考え方について、気候変動や人的資本などといったサステナビリティ開示を取り巻く近時の動向や、アンケート調査等を踏まえて整理したもの。 <a href="https://www.kansa.or.jp/news/post-6525/">https://www.kansa.or.jp/news/post-6525/</a>	—
2022年12月23日	改訂コーポレートガバナンス・コードにおける監査役等関連項目への対応と今後の課題	日本監査役協会	コーポレートガバナンス・コード改訂から1年が経過し、各社における実務への落とし込みが一定程度進んだものと想定されることを受けて、特に監査役等関連の項目について、各社の対応状況や監査役等の監査の状況を調査し、今後の監査役等の取組みに資するよう取りまとめたもの。 <a href="https://www.kansa.or.jp/news/post-6526/">https://www.kansa.or.jp/news/post-6526/</a>	—
2022年12月26日	法務省令43号 会社法施行規則等の一部を改正する省令	法務省	事業報告に記載または記録すべき事項の一部、(連結)貸借対照表および(連結)損益計算書に記載または記録すべき事項について、電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項とし、また、ウェブ開示によるみなし提供制度の対象事項においても同様の見直しを図るため、会社法施行規則および会社計算規則等の改正を行うもの。一部の規定を除き施行日は2022年12月26日。 <a href="https://kanpou.npb.go.jp/20221226/20221226g00277/20221226g002770001f.html">https://kanpou.npb.go.jp/20221226/20221226g00277/20221226g002770001f.html</a>	—
2022年12月26日	令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等	金融庁	2022年6月10日に公布された「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」について、金商法施行令、開示府令といった関係政令・内閣府令等の整備を行うもの。電子決済手段等に係る規定の整備等が盛り込まれている。コメント期限は2023年1月31日。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221226_3/20221226_3.html">https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221226_3/20221226_3.html</a>	—

証券

日銀の政策修正の余波はじりま  
で広がるか？

2022年年末、ついに日本銀行が動いた。12月の金融政策決定会合で、日銀は政策金利の変動幅を広げる決定をしたのである。黒田総裁は利上げではないと強調したが、株式市場はこれを金融政策の変更、事実上の利上げと受け止めた。この時期の金融政策修正は、大方の予想に反するものであり、株価へのインパクトはかなり大きかった。

日銀の決定はインフレ上昇の要因が日米間の政策金利差に由来する円安の進行であることを認め、その歯止めを狙ったものといえる。それまで米連邦準備制度理事会(FRB)がインフレ抑制のために継続的に利上げを実施してきても、日銀は日本のインフレはアメリカとは異なるとして、国債利子率の上昇、財政収支の悪化につながる政策金利の引上げは行わなかった。

しかし、急な円安が国民生活を脅かしている、円安は経済全体にはマイナスだ、という批判が高まっていた。今回の政策修正により、株価は下がったが、為替相場は一気に1ドル＝

130円に近づくほど円高へ動いた。為替の円安修正というねらいは成功したとみられる。

ただ、日銀の行動は、中央銀行と株式市場の間に経済情勢と金融政策に関する認識ギャップがあるという問題を提起したように思われる。株式市場には、中央銀行に対する不安や不信が高まり、株価変動が激しくなる懸念が強まったとの見方もある。

このような問題はアメリカでも共通のようだ。米市場では昨秋ごろからFRBのインフレ予想、利上げ予定と株式市場のそれらに対する判断がずれ、必要以上に株価や債券市況がぶれた感がある。

新年も経済、インフレ動向などについて、FRBと株式市場の認識ギャップが強まる可能性がある。年初の景気・産業活動、インフレ動向に関してさまざまな予想がされているが、ウクライナ侵襲や中国のコロナ禍の状況など、先行きが不透明な事象が続いている。株価にはつきりとした方向感が出てくるまでには、少し時間がかかりそうだ。